平成２２年（フ）第４７４号
兵庫県西宮市すみれ台３丁目11番地８、住民票上の住所兵庫県加東市秋津1983番地154
破産者　末永　治實
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８３号
大阪府東大阪市吉田７丁目６番４号クラージュハイツ203号、前居所兵庫県尼崎市富松町４丁目19番30号ルミエール塚口201号、住民票上の住所兵庫県尼崎市武庫豊町２丁目１番21―601号、前住所大阪府箕面市石丸３丁目26番W―203号
破産者　伯井　勝美
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６５９号
兵庫県西宮市上甲子園４丁目11番15―206号
破産者　菊川　浩輔
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７２１号
兵庫県西宮市今津真砂町１番１―305号
破産者　小西　まり
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７５７号
兵庫県西宮市川西町８番８―403号、前住所兵庫県西宮市本町６―16アーバンビュー西宮601号、前々住所兵庫県西宮市甲子園口３―10―５メロディーハイム甲子園口206号、前々々住所大阪府池田市豊島北２丁目９番23―Ａ―207号、前々々々住所京都府京都市伏見区淀下津町73―202
破産者　横田　一男
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８２９号
兵庫県尼崎市東本町３丁目58番地中川文化１階、前住所兵庫県尼崎市立花町２丁目16番10号　ハイム睦101号
破産者　北野智恵子
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６２３号
兵庫県姫路市船津町2027番地７、従前の住所兵庫県姫路市香寺町須加院２番地408
破産者　宮川　誠也
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第８８号
奈良県生駒市東新町２番19―506号
破産者　仲川　利幸
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第３０３号
岡山県倉敷市玉島柏島648番地
破産者　東海林四郎
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
熊本市東野１丁目４番２号
破産者　倭　　八郎
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９２号
熊本市八王寺町23番３―103号、開始決定時の住所熊本市健軍４―８―91
破産者　押方　伸悟
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１８０号
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目45番16号
破産者　前川　義文
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３８１号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目12番５―501号
破産者　長ケ原真奈美
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９号
青森県弘前市高田５丁目７―８　ミヤパレスＢ―201号、開始決定時の住所青森県五所川原市字田町189番地１
破産者　伊藤　直樹
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
青森県三沢市岡三沢８丁目123番地　ニューサニーサイドＣ号
破産者　土門裕美子
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１５８号
新潟県長岡市南町２丁目４番10―907号
破産者　藤田　良一
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
石川県小松市下粟津町ア175番地４
破産者　宮本千代子
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第３４２号
長野市大字若槻団地３番地136
破産者　齋藤　晶夫
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係